

平成 21 年 4 月 30 日現在

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2006～2009

課題番号：18330018

研究課題名（和文） フランス新民事訴訟法典の全体的究明および日本民事訴訟法との比較研究

研究課題名（英文） Comparative Research on the French and Japanese Civil Procedure

研究代表者

町村 泰貴 (MACHIMURA YASUTAKA)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号 60199726

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：フランス法, 比較法, 民事訴訟法

1. 研究計画の概要

本研究は、フランス民事訴訟法の現在の姿を明らかにするとともに、日本法との比較研究によって日仏両国の 21 世紀紛争処理法の特徴を明らかにするものである。

具体的な手法は、フランス民事訴訟法の条文および立法理由を調査し、逐条的にその意味を明らかにすると共に、これと日本法との機能的な比較研究を行い、主に実務に関する意見交換をフランスの民事訴訟法研究者との間で行う。

2. 研究の進捗状況

(1) 逐条研究

①1978 年の法務省訳の再検討

概ね 1000 箇条の翻訳につき、その後の改正・追加を検討した。

②新規立法部分の検討

1980 年代以降に追加された規定について、逐条的な検討を行っている。

(2) 比較研究および意見交換

フランス民事訴訟研究者との意見交換は、フランスにおいて数回行うと共に、平成 20 年度には日本で行った。

3. 現在までの達成度

③やや遅れている。

(理由)

本研究が開始した後にも、不動産執行や人事訴訟・家事審判に相当する手続につき重要な法改正が相次ぎ、既に検討済みの部分につき再検討を余儀なくされている。

4. 今後の研究の推進方策

従前の計画を着実に遂行するほか、研究会

の開催回数を増やして検討のスピードをアップさせる。

なお研究の追加に必要な予算措置を、研究経費の繰り越しにより手当てするべく申請をしたが、繰り越しが認められなかったため、追加的な訪仏調査などによる充実した調査研究は断念せざるを得ない。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

①町村泰貴「消費者団体訴訟に関する訴訟手続上の問題点」現代消費者法 査読なし 創刊号 (2008) 23-38 頁

②徳田和幸「反訴請求債権を自働債権とし本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁の許否」判例評論 (判例時報 1974 号) 査読なし 584 号 (2007) 190-193 頁

③町村泰貴「ADR 新時代」ジュリスト 1317 号 査読なし (2006) 161-168 頁

④徳田和幸「上訴 (控訴) 不可分の原則の根拠と妥当範囲」民事手続法研究 2 号 査読なし (2006) 1-32 頁

〔図書〕(計 3 件)

①堤龍弥「差止請求権の法的基礎」河野正憲・伊藤眞・高橋宏志編『井上治典先生追悼論文集 民事紛争と手続理論の現在』(2008) 71-92 頁